

富士山麓環境共生事業公募型プロポーザルにおける注意事項

貸付する施設等の状況をまとめ、事業計画を策定する際に考慮すべき条件として、以下の要素があるため、注意すること。なお、指示項目に関しては、契約条件とする。

1 委託名	富士山麓環境共生事業に係る事業者公募
2 委託場所	静岡県富士市大淵 1 1 7 0 2 - 3 ほか

《業務委託関係全般》

- ・管理上必要な設備の維持管理は、事業者の方で再契約を行うものとする。

《維持管理関係》

- ・施設の維持管理・修繕・交換等は、すべて事業者の方で行うものとする。
- ・敷地内に一部民間の借地があり、借地料は事業者負担とする。
- ・敷地内に建築物が 12 棟あり、貸付箇所に含まれる建築物の保険料は事業者負担とする。

《井戸施設》

- ・第 1 井戸については、(株)富士環境保全公社が所有しており、井戸施設を使用するにあたり電気使用料・電気設備点検の費用は、事業者負担とする。
なお、公社による最終処分場の建設工事に伴い、給水（井戸）の取扱いについて、変更が生じる場合、事業者、公社および市の 3 者で改めて協議するものとする。
- ・市の土地にある緊急用の第 2 井戸は、事業者が維持管理するものとする。

《無線関係》

- ・旧クラブハウスの建物内に各携帯事業者の電波増幅器が設置されており、セコムの通報システムの受信機と連動しているため、これを使用する場合は事業者の方で契約すること。
(設備の維持管理費は発生しないが、電気使用料は施設側の負担となる。)
- ・敷地内に電波塔（ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)）が設置されているが、電気使用料が敷地全体として東京電力エナジーパートナーから一括請求されるため、事業者が一旦支払い、電波塔分の電気使用料金を電波塔設置事業者に請求するものとする。

《建築物関係》

- ・市からの引渡しは現状有姿とし、提案した事業地内の建築物も賃貸借とする。
- ・事業を実施するにあたり建築物の解体撤去、新築・建替し、若しくは増改築を行う場合は、事前に市と協議しその承認を得るものとする。また、解体等の費用はすべて事業者負担とする。
- ・事業用途・規模により、建築基準法第12条第1項、第2項、および第4項の定期点検を実施する必要がある、点検費用は事業者負担とする。
- ・開発行為申請等の際には、面積・位置を特定するため、事業者負担により分筆等の手続きが必要な場合がある。
- ・PCB に関しては、事前調査を実施し、変圧器等の設備には含まれていないことが確認できているが、照明器具等に関しては調査していない。

